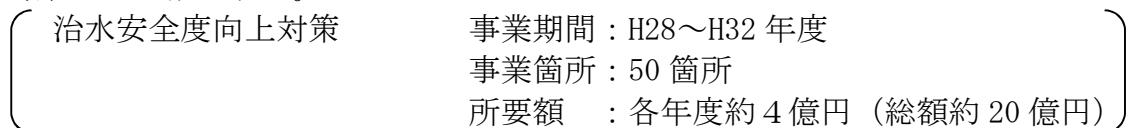


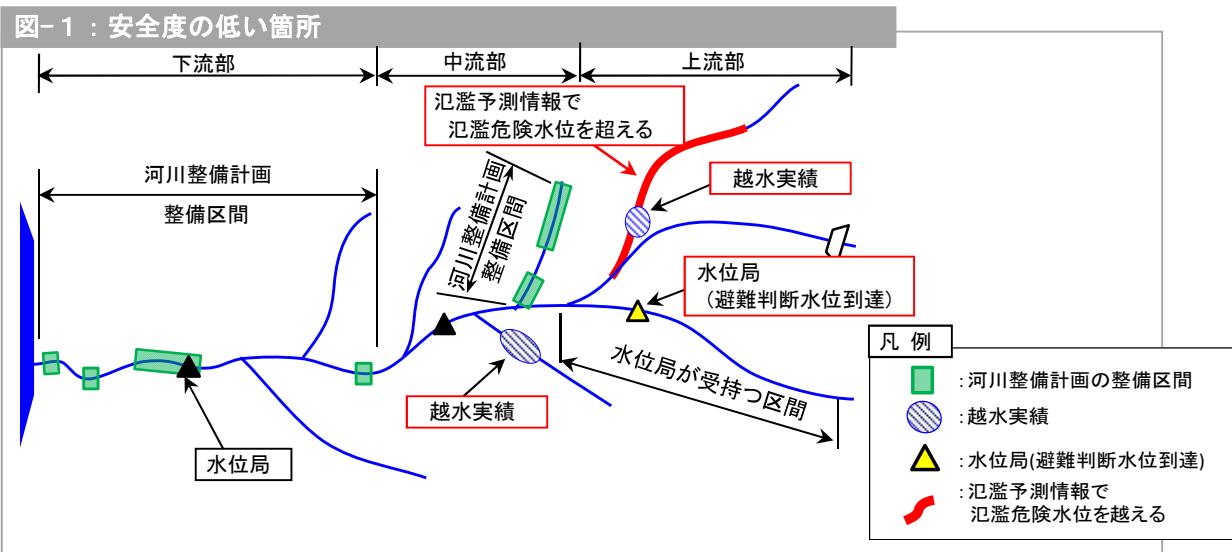
(新) 河川中上流部治水対策 5箇年計画の推進

河川中上流部のうち、近年、越水による家屋や公共施設の浸水実績があるなど、治水安全度の低い箇所において、上下流バランスに配慮しながら、現地の状況を踏まえた適切な治水安全度向上対策を、地域総合治水推進計画に位置づけた上で、5箇年の緊急対策として推進する。



1 安全度の低い箇所とは ※河川整備計画なし

- (1) 越水実績がある箇所(例: 家屋、病院や道路等公共施設などの浸水有)
- (2) 水位局において避難判断水位を越える回数が多い箇所
- (3) 沈没予測情報で沈没危険水位を越える回数が多い箇所



2 治水安全度向上対策

上下流バランスに配慮した即効的対策（原則として用地買収を伴わない）

- イ. 河道拡幅（河床掘削、護岸工、河道内樹木の伐採等）
- ロ. パラペットによる越水防止

